

社会福祉士（医療ソーシャルワーカー）実習生受け入れ要項

【実習生受け入れについて】

当院における実習は「高知大学医学部附属病院実習生規則」に基づき、下記の要領で実習の受け入れを行うこととする。

1. 実習目的

社会福祉士（医療ソーシャルワーカー）を目指す学生を積極的に受け入れ、教育機関である大学病院としての役割を果たし、社会福祉士（医療ソーシャルワーカー）の育成に寄与する。

2. 実習対象者

社会福祉士養成施設（大学、短期大学、専門学校）に在学中の学生とする。

3. 実習期間

実習期間は原則として社会福祉士養成施設の要望する期間を設定する。

4. 実習生受け入れ人数

原則として2名以下とする。

5. 実習内容

実習内容は、講義、同行実習、見学等とするが、必要に応じて変更する場合もある。

(1) 講義

- ① 病院と社会福祉士の行う業務の概要
- ② 地域医療連携業務について
- ③ 個人情報保護とカルテ閲覧について
- ④ チーム医療と退院支援業務について
- ⑤ 社会保障制度等の横断的活用について
- ⑥ がんとソーシャルワーク
- ⑦ 難病とソーシャルワーク
- ⑧ HIVとソーシャルワーク
- ⑨ 就労支援とソーシャルワーク
- ⑩ 災害支援とソーシャルワーク
- ⑪ 虐待予防活動とソーシャルワーク

(2) 同行実習・見学

- ① 実習指導者もしくはその指示を受けた社会福祉士のソーシャルワーク実践場面に同行し、主に観察を通してソーシャルワーク実践を学ぶ
- ② 院内他職種の業務を見学する

6. カリキュラム

カリキュラムの内容については、社会福祉士養成施設、実習生の実習計画に合わせ、その都度作成する。

7. 評価方法

社会福祉士養成施設の指定する評価方法を用いる。